

法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人 香取市社会福祉協議会		
実施年月日	令和4年9月21日	改善報告書提出日	令和5年2月10日
文書指摘の内容		改善状況	
<p>運営管理</p> <p>（定款施行細則専決事項）</p> <p>定款施行細則第30条第2項に掲げる専決事項について、別表1事務局長の専決事項12「人件費及び定期的または軽易な支出にかかるもの全部、その他については1件50万円未満の契約を締結すること。」の文言については、専決範囲を明確にすること。</p> <p>（事務局規程）</p> <p>事務局規程第6条第2項事務局長専決事項について、定款施行細則別表1に定める事務局長の専決事項との相違につき整合させること。</p> <p>（理事の選任手続）</p> <p>理事の選任に関する評議員会の議題及び議案は、理事会の決議により決定することから、理事会にて理事候補者及び選任議案を決議すること。</p>		<p>理事会並びに評議員会において、「人件費の支出及び1件50万円以下の予算執行に関すること」に改めた。</p> <p>事務局規程は変更せず、定款施行細則別表1の12を改正した。</p> <p>民生委員改選に伴う補欠理事の選任に関する評議員会への議題及び議案については、理事会において、評議員会に提出する候補者及び選任議案を示し議決した。</p> <p>なお、来年度の役員改選時にも同様の手続きを行う。</p>	

<p>会計管理</p> <p>(有価証券の運用・管理)</p> <p>(運用計画 検証)</p> <p>資金運用責任者は、会長の同意のもと、当該年度開始前に資金運用計画書を作成すること。また、資金運用責任者は、作成した運用計画に則り、毎月定期的に月次の運用状況を検証し、その結果を会長に報告すること。会長は、少なくとも年1回、運用状況を理事会に報告すること。</p> <p>(資金の運用等)</p> <p>統括責任者は、毎月末日に資金(有価証券)の残高の実在を確かめ、その内容を会長に報告すること。</p> <p>(有価証券の管理)</p> <p>会計責任者は、毎会計年度9月末、3月末に有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、統括責任者及び会長へ報告すること。</p> <p>(預貯金残高の残高照合)</p> <p>ネット銀行(普通預金)が計算書類、財産目録に計上されず一致していない。</p> <p>(計算書類の作成)</p> <p>法令に基づく計算書類が適正に作成されず、理事会及び評議員会において計算書類の一部が提出されていない。</p> <p>(附属明細書)</p> <p>本所拠点区分資金収支明細書別紙3⑩、</p>	<p>来年度開始前に運用計画書を作成する予定。</p> <p>資金運用状況の検証及び残高を確認し、結果を会長の書面にて報告した。また、理事会に運用状況を報告した。</p> <p>資金運用状況の検証及び残高を確認し、結果を会長の書面にて報告した。</p> <p>9月末より比較表を作成し、会長等に報告した。</p> <p>決算の訂正ができないため、令和4年度において、もれてしまった利子収入を計上した。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算</p>
---	--

<p>及び事業活動明細書別紙3⑩は、省令で定める様式「合計」「内部取引消」「拠点区分合計」欄が表示されず、省令で定めるサービス区分間取引による内部取引消去がされていない。</p> <p>(計算書類に対する注記)</p> <p>法令に基づく計算書類に対する注記法人全体用、拠点区分用が適正に作成されていない。</p> <p>(法人全体用・拠点区分用共通)</p> <p>(1)注記10「債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」について、「該当なし」としているが、残高を有するも表記されていない。</p> <p>(2)注記11「満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」について、「該当なし」としているが、残高を有するも表記されていない。</p> <p>(拠点区分用)</p> <p>(1)計算書類に対する注記4「拠点が作成する計算書類とサービス区分」について適正に作成されていない。</p> <p>(2)注記5「基本財産の増減の内容及び金額」、注記8「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について計数が相違している。</p> <p>(寄附金の受入れ)</p> <p>平成25年度から令和2年度の間において、寄附金者は、「香取市地域ぐるみ福祉</p>	<p>書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>令和4年度決算より法令に基づいた計算書類を作成し、理事会・評議員会にそれが提出する予定。</p> <p>今後指定寄附金があった場合、寄附者の意向を尊重した会計処理とする対応をし</p>
---	---

<p>振興基金」として指定寄付金を行っていたが、会計処理においては、経常経費寄附金収益に受入れするのみで、当該基金に組み入れされずに会計処理されており、指定寄付金者の寄附金の意向が反映されていない。</p> <p>(経理事務処理)</p> <p>23区地区社会福祉協議会の助成金費用の支出については、収支決算書と共に会計帳簿、普通預金通帳、領収書等の証憑に基づく支出の確認をすること。</p>	<p>たい。</p> <p>まず年度内に23地区社会福祉協議会の会長と会計の方を集め、来年度より本会が各地区社協の帳簿等証憑に基づく支出の確認をすることへの協力を求めたい。その上で、支出の確認を行いたい。</p>
--	--